

令和 9 年渋谷区はたちのつどい

協賛広告の掲載事業者 募集

渋谷区では、20歳に達した若者に責任ある大人としての自覚を促すとともに、新しい門出を祝福することを目的としてはたちのつどいを開催しています。その中で、記念品の一つとして配付しているパンフレットに掲載する協賛広告の掲載事業者を下記のとおり募集します。

事業概要

名称	令和 9 年渋谷区はたちのつどい
日時	令和 9 年 1 月 11 日(月・祝) 時間未定
主催	渋谷区
開催場所	LINE CUBE SHIBUYA(渋谷公会堂)
対象者数	約 1,600 人
パンフレット 配布方法	はたちのつどい当日会場にて、参加する区内在住の対象者 (平成 18 年 4 月 2 日～平成 19 年 4 月 1 日生まれの人)及び来賓へ手渡し
参加者数	約 700 人(予定)

パンフレット仕様

大きさ	ページ数	刷色	仕上	作成数
A5 判	40 ページ程度	4 色両面とじ	中綴じ ホチキス止め	900 部

主な内容

- ・区長挨拶
 - ・はたちのメッセージ(作文)
 - ・実行委員会企画ページ
 - ・区からのお知らせ
 - ・企業広告等
- 式典内容により変更する場合があります。

広告の規格及び協賛金額（掲載料）

	全面	半面
規格	縦 190 mm×横 128 mm	縦 92 mm×横 128 mm
協賛金額 (掲載料)	20,000 円	10,000 円
刷色	4色	
掲載方法	パンフレット後方に企業広告を掲載	
その他		

申込方法

対象者	渋谷区内に本社または事務所を有する事業者
期間	令和8年9月4日(金)まで
提出物	① 令和9年はたちのつどい協賛広告申込書(別紙) ② 広告案(任意形式)
申込方法	下記申込先へメール
掲載の可否	申込後、区が申込内容を審査し、区担当者より連絡
申込先・問合せ先	渋谷区役所 子ども家庭部子ども政策課子ども青少年育成係 〒150-8010 渋谷区 宇田川町1番1号 電話 03(3463)2578 メール hatachino-tsudoi@shibuya.tokyo
その他	① 下記注意事項をよく読み、了承の上、お申し込みください。 ② 申込後、必要に応じて別途資料の提出や修正を依頼する場合があります。 ③ 協賛金(掲載料)の納付方法は、後日改めてご連絡いたします。

注意事項

(1) 広告は、社会通念上区民の理解を得られるものとし、かつ区民に不利益を及ぼさないものとする。

(2) 広告はおおむね次に掲げる要件を備えたものとする。

- ① 公共性及び品位を損なうおそれのないものであること。
- ② 政治活動又は宗教活動に係るものでないこと。
- ③ 個人、団体等の意見広告を内容とするものでないこと。
- ④ 個人の氏名広告を内容とするものでないこと。
- ⑤ 公序良俗に反するものでないこと。
- ⑥ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律 122 号)第 2 条に掲げる営業に該当するものでないこと。
- ⑦ 誇大表示、不当表示のおそれのあるものでないこと。
- ⑧ 表現方法等が不適切なものでないこと。
- ⑨ クーポン券等の掲載がないこと。
- ⑩ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第2条第 2号に規定する暴力団をいう。)及び暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。)並びにこれらの者と関係を有しているものでないこと。
- ⑪ その他渋谷区が広告掲載として妥当であると認めるものであること。